

神戸情報大学院大学

情報技術研究科 情報システム専攻

評価報告書

神戸情報大学院大学 外部検証委員会

平成 22 年 1 月 15 日

1. 外部検証結果

自己評価書の書面評価及び実地調査の結果、神戸情報大学院大学 情報技術研究科 情報システム専攻は、当外部検証委員会が定めた認証評価基準に適合していると判定する。

2. 外部検証の概要

学校教育法 109 条により、専門職大学院は、専門分野ごとに 5 年に一度の認証評価を受けることが義務付けられている。認証評価は、通常、文部科学大臣から認証された認証評価機関によって実施されるが、当該分野の認証評価機関がない場合は、(1) 文部科学大臣の指定する外国の国際的に認められた評価機関の評価を受けるか、(2) 自己点検・評価の外部検証を実施することで、これを代替することが認められている。しかし、後者の自己点検・評価には基準あるいは法令上の規定がない、また外部検証の定義が明確にされていないといった問題点が指摘されており、専門職大学院の質保証の有効性がしばしば問題視されている。

2.1. 外部検証委員会

神戸情報大学院大学 情報技術研究科 情報システム専攻は、今年度(平成 21 年度)で設置から 5 年目を迎えるが、現在、情報系専門職大学院の評価を行う認証評価機関はないため、自己点検・評価の外部検証によって認証評価を代替する必要がある。先に指摘した専門職大学院の質保証の有効性に関する問題を回避するため、当外部検証委員会は、以下に示す文部科学省委託事業を通じて情報処理学会が作成した認証評価モデル(以下、情報処理学会モデルと称する)に従い、認証評価機関による評価に比較的近い評価基準及び体制で自己点検・評価の外部検証を実施した。

平成 20 年度 文部科学省 大学評価研究委託事業
「IT 専門職大学院の認証評価モデルの研究開発事業」

社団法人 情報処理学会

なお、本評価報告書の参考資料として、上記事業の事業報告書を添付する。

✦ 評価基準

情報処理学会モデルの「認証評価基準」及び「認証評価基準の解説」に従う。

✦ 外部検証委員会

外部検証委員会は、情報処理学会モデルの「認証評価に関する規程」第3章に従って構成し、外部検証委員会の各委員は、情報処理学会モデルの「評価者等の要件」を満たす専門家を充てる。なお、外部検証委員会は情報処理学会が構成し、神戸情報大学院大学は委員の人選には関与していない。

• 委員長

大岩 元(慶應義塾大学 名誉教授, 帝京平成大学 現代ライフ学部)

• 委員

小山 裕司(産業技術大学院大学 産業技術研究科 教授)

並木 淳治(東海大学専門職大学院組込み技術研究科 教授)

嶋田 弘僧(日本技術士会 情報工学部会長, 富士通)

掛下 哲郎(佐賀大学 理工学部 准教授)

✦ 評価プロセス

情報処理学会モデルの「認証評価の手順と方法」、「自己評価書作成の手引き」、「自己評価書様式」及び「認証評価結果の様式」等に従う。

2.2. 判定

評価は認証評価基準に対する適合の度合いを項目ごと、基準ごと、及び全体について判定する。その際に用いられる用語とその意味は以下の通りである。特に指定がない項目については、以下のS～Dの5段階である。

通常の項目の評価	
S(優良)	認証評価基準に照らして、当該項目における専攻の取り組みが、特に評価に値する。
A(適合)	当該項目における専攻の取り組みが、認証評価基準を満たしている。
C(懸念)	当該項目における専攻の取り組みが、現時点では認証評価基準を満たしているが、改善が望まれる。したがって、当該項目が認証評価基準への完全な適合を継続するためには、何らかの対処が望まれる。
W(弱点)	当該項目における専攻の取り組みが、現時点では認証評価基準をほぼ満たしているが、その適合の度合いが弱く、改善を必要とする。したがって、適合の度合いを強化する何らかの対処が必要となる。
D(欠陥)	当該項目における専攻の取り組みが、認証評価基準を満たしていない。したがって、当該専攻は、認証評価基準に適合していない。

[特色]の指定がある項目は、専攻の特色ある教育研究の進展に資する観点から設定されており、同項目については、以下のS～Cの3段階で評価する。なお、特筆すべき特色はないが、特段の改善が必要ないと判断される場合には、評価を「―(該当無し)」とし、評価対象としない。

[特色]の指定のある項目の評価	
S(優良)	認証評価基準に照らして、当該項目における専攻の取り組みが、特に優れた特色あるものであり、評価に値する。
A(適合)	当該項目における専攻の取り組みが、特色を持つと認められる。
C(懸念)	当該項目における専攻の取り組みには、改善が必要である。または、当該項目における取り組みに、改善が望まれる。

[付帯]の指定がある項目については、当該専攻の状況が項目に示された内容に該当する場合は、上記「指定のない項目」のとおり、S～Dの5段階で評価する。該当しない場合は、評価を「―(該当無し)」とし、評価対象としない。

以上の評価は情報処理学会モデルの「認証評価基準」で示されたものと同等であるが、「優良」～「欠陥」の各段階を示す英語表現を一部修正した。

3. 総評

基準1～4, 6～8の総合評価はすべてA(適合)であり、基準5の総合評価のみC(懸念)であったが、D(欠陥)評価を受けた項目はなかったため、本外部検証委員会が定めた認証評価基準に適合していると判定した。

3.1. 全般的な長所・問題点・コメント

✦ 長所

- 教員全員が情熱を持って教育に当たっており、実践的な授業や特別講義等を積極的に推進している。
- 教員と学生の距離が近く、学生の満足度が高い。

✦ 問題点

- 入学者が定員を充足していない。
- 人事の決定に際して、経営側と教員側で合意が形成される仕組みとその運用が必要である。
- 非常勤の専任教員が多い。

✦ コメント

- 優れた教育を行っていることを入学希望者および卒業生を採用する企業等に周知する努力が望まれる。
- 専任教員の研究活動を強化することが望まれる。

4. 各評価項目の評価及び根拠・指摘事項

基準 1: 専攻の使命・目的および学習・教育目標の設定と公開

以下の番号 1(1)～1(4)の評価を総合して、「A(適合)」であると判定した。

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
1(1)	専攻または研究科の使命・目的は、専門職大学院が担う法令上の目的に適ったものであり、学則等で明確に設定しており、学生・教員および社会に広く公開していること。	A	情報技術研究科に設置されている専攻は情報システム専攻だけである。その目的「人間力を有する高度 ICT 人材の育成」は神戸情報大学院大学学則の第 1 条で明確に定められており、ホームページや学校案内等で広く公開されている。内容的にも IT 専門職大学院として妥当であり、専門職大学院が担う法令上の目的に適ったものと認められる。
1(2)	<p>高度な専門職業人の育成を目的として、専攻において、どのような知識・能力を学生に修得させるか(学習・教育目標)を明確に設定しており、学生および教員に開示していること。学習・教育目標は、下記の要件(i)～(v)を満たすこと。</p> <p>(i) 当該専攻が対象とする分野に関する高度の専門的知識及び卓越した能力</p> <p>(ii) 情報技術分野に関する基礎的素養</p> <p>(iii) 当該専攻が対象とする分野において、問題を分析し、課題を設定・解決できる能力</p> <p>(iv) 継続的に学習できる能力</p> <p>(v) コミュニケーション能力、協働力、マネジメント力などの社会・人間関係スキル</p>	C	<p>基準 1(2)[1](i)～(v)に対応して学習・教育目標(A)～(E)を設定している。</p> <p>・基準 1(2)[1](i)に対応して学習・教育目標(B)「新しい機能を有する情報システムを構築できる技術の修得」を設定しており、基準を満たす。</p> <p>・基準 1(2)[1](ii)に対応して学習・教育目標(A)「情報基礎知識ならびに要素技術の修得」を設定しており、基準を満たす。</p> <p>・基準 1(2)[1](iii)に対応して学習・教育目標(C)「学習・教育の基本理念として能動と創造(Active & Creative)を掲揚」を掲げているが、内容をより具体化することが望まれる。</p> <p>・基準 1(2)[1](iv)に対応して学習・教育目標(D)「自己創成能力の育成」を掲げており、基準を満たす。</p> <p>・基準 1(2)[1](v)に対応して学習・教育目標(E)「人間力の強化」を掲げている。具体的な内容としては、人間のコミュニケーション能力、協働力、マネジメント力等の社会・人間関係スキルを意味しており、基準を満たす。</p> <p>設定している学習・教育目標はおおむね妥当なものとは判断できるが、学生・教員に対する周知を改善することが望まれる。</p>
1(3)	[特色]使命・目的および学習・教育目標は、専攻の伝統、資源および修	A	使命・目的および学習・教育目標は修了生が ICT 分野で活躍することを考慮したものであり、社会の要求とも適合

	了生の活躍分野等を考慮し、また、社会の要求や学生の要望にも配慮したものであること。		している。また、使命・目的の設定に当たっては高度 ICT 人材が不足しているという社会事情が反映されている。これらを考慮すると、社会の要求への配慮は妥当なものと考えられる。また、学生の要望に対する配慮も行われている。
1(4)	専攻の名称は、専攻として適切であるとともに、当該専攻の教育研究上の目的にふさわしいものであること。また、その英文表記は、国際的に通用性を有していること。	A	専攻の名称(情報システム専攻)は、教育研究上の目的とも合致し、適切と判断される。英文表記(Department of Information Systems)も IS 分野の専攻名として国際的通用性の上でも適切と判断される。

基準 2: 学生受け入れ方法

以下の番号 2(1)～2(3)の評価を総合して、「A(適合)」であると判定した。

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
2(1)	学習・教育目標を達成するために必要な能力を持った学生(原則として学士の学位を持つもの)を入学(編入学・転入学を含む)させるため、アドミッションポリシーを明確に設定しており、学内外に公開していること。それを選抜の方法等に適切に反映していること。	A	アドミッションポリシーとして「高い目的意識を有した素養ある人材を多数受け入れる方針であり、出願に際しては、出身の学部・学科を問わない」として募集要項やホームページにも明記している。 一般選抜では筆記試験(英語・数学・IT 知識・小論文より 1 科目選択)、口頭試問、出願書類による選抜を行っている。社会人特別選抜では、口頭試問および出願書類(業務経歴書等)による選抜を行っている。
2(2)	[特色]学生受け入れに関して特色ある取り組みを行なっている場合、それが学習・教育目標の達成と整合していること。	S	「外国人研究生制度」による外国人留学生への入学前支援は特色のある取り組みとして評価に値する。
2(3)	[付帯]情報技術に関する専門教育を受けていない入学生に対して、適切な補習教育等を実施していること。補習教育による修得単位は、修了要件に算入していないこと。	A	特別講義(補講)および e-Learning(51 コンテンツ)によって該当する入学生への支援を行っている。なお、これらの補習教育は修了要件には算入されていない。

基準 3: 教育方法

以下の番号 3(1)～3(12)の評価を総合して、「A(適合)」であると判定した。

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
3(1)	学生に学習・教育目標を達成させるようにカリキュラムを体系的に設計しており、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。カリキュラムでは、各科目と学習・教育目標との対応関係を明確に示していること。	C	カリキュラムは体系的に設計されており、学生および教員にも開示されている。学習・教育目標と各科目の対応関係が必ずしも明確ではないため、改善し、それを公表することが望まれる。
3(2)	カリキュラムの設計に基づいて1年間の授業に関する授業計画書(シラバス)を作成し、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。また、それに従って教育を実施していること。シラバスでは、それぞれの科目ごとに、カリキュラム中での位置づけを明らかにしており、その教育の内容・方法、履修要件、達成目標および成績の評価方法・評価基準を示していること。	C	<p>学生向けに作成・開示しているシラバスによると、成績評価の際に出席を大きく考慮している科目が目立つ。これは、学生の能力を保証する観点から望ましくない。また、達成目標は書かれているが、成績評価基準とは一致しないケースもあるため、改善が望まれる。</p> <p>教員間で共有する詳細版シラバスと、学生公開用の簡略版シラバスが存在する。簡略版シラバスに従って教育を行っていることを詳細版シラバスおよび講義資料で確認した。これらの根拠資料を継続的に蓄積することを期待する。</p>
3(3)	授業等での学生の理解を助け、勉学意欲を増進し、学生の要望にも対応できるシステムがあり、その仕組みを当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。また、それに従って活動を実施していること。	S	<p>下記の通り、模範的な取り組みを行っている。</p> <p>入学前の「初級プログラミング特別集中講座」をはじめ、入学後も様々な特別講義(システム開発の基礎、基礎技術解説講座、e-Biz 補講など)を開講している。学生からの要望による特別講義も随時開講している。また、特別講演会および懇親会を年3回実施しており、学生同士や教職員との交流の場としても機能している。また、講演をVTR撮影し、後日、学内サーバでも公開している。</p> <p>平成21年度からは、「人間力領域育成プログラム」を実施している。</p> <p>上記の仕組みは学生および教員に開示されている。</p>

3(4)	学生自身にも、学習・教育目標に対する自分自身の達成度を継続的に点検させ、その学習に反映させていること。	A	学生アセスメントシートを用いて達成度点検を行っている。現在、学生による達成度の点検を行うシステム(教育eポートフォリオ)を開発中であり、今後、学習への反映が推進されることが期待される。
3(5)	[特色]教育方法に関して特色ある取り組みを行なっている場合、それが学習・教育目標の達成と整合していること。	S	年6学期制による短期集中型の授業、社会人学生に配慮した平日昼夜・土曜日開講、特定課題研究(インターンシップ、プロジェクト体験)等の取り組みを行っている。この他に、学生の要望にも配慮した特別講義、特別講演会、e-Learning等の取り組みも特色ある取り組みとして評価できる。
3(6)	授業を行なう学生数は、授業の内容、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適切な人数となっていること。	A	入学定員が1学年30名であり、クラスサイズはそれよりも小さい。そのため、基準を満たす。
3(7)	実践教育を充実させるため、講義、討論、演習、PBL、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態を採用していること。	A	特定課題研究(10単位、必修)の中でインターンシップやプロジェクト体験を行っている。また、通常の授業の中でもプレゼンテーションやグループワークの機会を設ける等の工夫を行っている。
3(8)	[付帯]多様なメディアを利用して遠隔授業を行なう場合は、その教育効果が十分に期待できる専攻分野および授業科目をその対象としており、法令の要件に適合していること。	—	遠隔授業は行っていないため、該当しない。
3(9)	[付帯]通信教育によって授業を行なう場合は、その教育効果が十分に期待できる専攻分野あるいは授業科目をその対象としており、法令の要件に適合していること。	—	通信教育は行っていないため、該当しない。
3(10)	各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が1年間または1学期間に履修登録できる単位数の上限を設定していること。	S	1年間に履修登録できる単位数の上限は36単位に設定している。また、科目履修のバランスを考慮し、各学期に配置していることが評価できる。

3(11)	1年間の授業を行なう期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とするとともに、各授業科目の授業は、原則として10週又は15週にわたる期間を単位としたものとなっていること。夜間授業および集中授業については、教育上特別の必要があると認められる場合に行なっていること。	A	1期(9週)、2期(9週)、3期(8週)、4期(9週)、5期(8週)、6期(4.5週)なので合計35週を越えている。各授業は15回または30回の授業から構成されており、十分な授業時間が確保されている。なお、6期は特定課題研究やゼミナールに使用されており、通常の授業は行われていない。 なお、夜間授業を実施しているが、社会人学生に配慮したものであり、教育上の必要性が認められる。
3(12)	[付帯]国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行なう場合、実習先が十分に確保されていること。また、実習等の計画・指導・成績評価等の連携体制が適切なものになっていること。	A	特定課題研究の中でインターンシップを実施している。専任の実務家教員が自らの勤務先を実習先として提供しており、インターンシップの計画・指導・成績評価等も行っている。

基準 4: 教育組織

以下の番号 4(1)～4(16)の評価を総合して、「A(適合)」であると判定した。

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
4(1)	カリキュラムを適切な教育方法によって展開し、教育成果をあげる能力をもった十分な数の教員と教育支援体制が存在していること。	C	専任教員は12名(教授5名、准教授2名、講師2名、助教3名)おり、設置基準で定められた必要教員数9名を上回っている。ただし、このうち常勤教員は6名(教授1名、准教授1名、講師1名、助教3名)であり、勤務日数が少ない非常勤教員が在籍している。非常勤の教員の多くは、ネットワークを利用して実質的に丁寧な学生指導を行っており、こうした教員は常勤教員として処遇するべきである。
4(2)	教員の質的向上を図る仕組み(ファカルティ・ディベロップメント)があり、当該専攻に関わる教員に開示していること。また、それに従って活動を実施していること。	S	設立当初からFD委員会規定を制定して体制を整えた。また、平成20年度からは、産業技術大学院大学と連携して平成20年度文部科学省事業「教育の質を保証する効果的なFDの取り組み」を推進している。平成20年度は、産業技術大学院大学と連携し、文部科学省からの補助金も得て活発に活動した。これらの点は高く評価できる。 平成20年度はFD企画推進会議を合計8回実施している。また、FD研修会を2回、FD国際シンポジウムを1回

			実施している。また、授業評価システムおよび教育eポートフォリオシステムの開発を進めている。FD国内調査として東海大学組み込み技術専攻や琉球大学情報工学科、熊本大学教育機能開発総合研究センターを訪問している。
4(3)	教員の教育に関する貢献の評価方法を定め、当該専攻に関わる教員に開示していること。また、それに従って評価を実施していること。	C	教員選考規程により昇格規程を開示している。しかし、教育に関する貢献を評価するための基準としては改善の余地がある。仕組みはあるが、運用については改善が必要である。 研究集報を平成19年4月に発刊した。第2号以降の研究集報も定期的に刊行することになっている。
4(4)	カリキュラムに設定された科目間の連携を密にし、教育効果を上げ、改善するための教員間連絡ネットワーク組織があり、それに従って活動を実施していること。	C	教員間の連絡手段は電子メール等で確保されている。しかし、Face-to-Faceで教員同士が意見交換を行う機会を設けることが望まれる。特に、非常勤教員と常勤教員の間の連携を促進することが望まれる。
4(5)	[特色]教育組織に関して特色ある取り組みを行なっている場合、それが学習・教育目標の達成と整合していること。	S	産業技術大学院大学と連携したFD活動を行い、文部科学省からの補助金も得て活発に活動している。この点は高く評価できる。
4(6)	専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。	A	専任教員は12名(教授5名、准教授2名、講師2名、助教3名)おり、設置基準で定められた必要教員数9名を上回っている。
4(7)	専任教員は、一専攻に限り専任教員として取り扱っていること。	A	自己点検書により、特段の問題は見出されなかった。
4(8)	法令上必要とされる専任教員数の半数以上の教員は、原則として教授であること。	A	設置基準の教員数9名に対して5名(55.6%)が教授である。
4(9)	専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えていること。 (i) 当該専攻が対象とする分野について、教育上または研究上の業績を有する者 (ii) 当該専攻が対象とする分野について、高度の技術・技能を有する者	A	自己点検書4.3.2節で講師以上の9名については説明が記載されている。助教の3名については教員調書で確認した。いずれも妥当と判断できる。

	(iii) 当該専攻が対象とする分野について、特に優れた知識および経験を有する者		
4(10)	専任教員のうちおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者であること。実務家教員の配置は、カリキュラムや担当科目の特質を踏まえていること。	A	実務家教員としては教授2名、准教授1名、講師1名の合計4名を挙げている。専任教員12名の1/3に当たる。また、IT分野における実務経験が5年以上であることを教員調書で確認した。 実務家教員の実務での業務内容と、担当科目が一致していることを教員調書で確認した。
4(11)	主要な授業科目は、原則として専任教員(教授または准教授)が担当していること。	A	主要科目は専任教員(教授または准教授)が担当している。
4(12)	教育研究上の責任体制、管理運営への参画、勤務形態・処遇等において、専任教員の位置付けが適切であること。	C	人事の決定に際して、経営側と教員側で合意が形成される仕組みとその運用が必要である。
4(13)	専攻の教育研究水準の維持向上および教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮していること。	C	教授層の年齢が高く、比較的近接しているため、近い将来、まとまって退職する年齢に達することが想定される。その時に備えた対応を検討しておくことが望まれる。
4(14)	[付帯]専任教員が当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合は、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっていること。また、専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であること。	A	神戸情報大学院大学以外の業務に従事している専任教員は存在するが、基本的に神戸情報大学院大学における研究教育を中心として活動しており、兼業先で学生を受け入れて教育を行っている事例も見られる。従って特段の問題は見られない。
4(15)	[付帯]科目等履修生その他の学生以外の者を相当数受け入れる場合は、教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加していること。	A	科目等履修生や外国人研究生制度がある。これらの制度を使って受け入れた学生数は収容定員の枠内であることを実地調査時に確認した。

4(16)	[付帯]2以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合、それぞれの校地ごとに必要な教員を備えていること。また、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう原則として専任の教授または准教授を少なくとも1名以上置いていること。	—	キャンパスは1か所に集中しているため、該当しない。
-------	---	---	---------------------------

基準 5: 教育環境

以下の番号 5(1)～5(8)の評価を総合して、「C(懸念)」であると判定した。

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
5(1)	学習・教育目標を達成するために必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室、図書(学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を含む)、情報関連設備等の環境を整備していること。	C	専攻関係基礎データ(資料 10)により確認した。定員と比較すると建物の面積は十分広く、また、在籍者数が定員の半数程度なので、十分な余裕がある。 ただし、蔵書数や学術雑誌の配架については改善が望まれる。また、ハードウェアは定期的に更新することが望まれる。
5(2)	学習・教育目標を達成するために必要な環境を整備し、それらを維持・運用するために必要な財源確保への取り組みを行なっていること。	C	入学者を増やすための努力や外部資金を獲得するための努力を行っている。不足分については、母体の専門学校からの資金援助を受けているが、教育環境の維持・充実を図るための財政的支援が望まれる。
5(3)	教育環境に関して、学生の勉学意欲を増進し、学生の要望にも配慮するシステムがあり、その仕組みを当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。また、それによって活動を実施していること。	A	学生の要望は、教職員が直接聞いて個別に対応する仕組みになっている。その仕組みは、学生および教員に開示されている。また、現状の仕組みに従った活動が実施されており、例えばサーバ組み立てセットの提供や平日夜間・土曜日の施設開放等が行われている。
5(4)	[特色]教育環境に関して特色ある取り組みを行なっている場合、それが学習・教育目標の達成と整合していること。	—	教育環境については、特段の特色ある取り組みは行われていない。

5(5)	[付帯]夜間大学院または昼夜開講制を実施する場合は、研究室、教室、図書館等の施設の利用について、教育研究に支障のないものとなっていること。また、学生に対する教育上の配慮(教育課程、履修指導等)および事務処理体制が適切であること。	A	平日夜間や土曜日にも授業を行っているが、その時間帯にも施設を利用できるようにしている。また、施設開放時には、必ず教職員が付き添っている。
5(6)	専任教員に対して研究室を備えていること。	A	教員研究室として 10 室が確保されており、講師以上の全員が使用している。なお、助教・助手の研究室は共同利用である。
5(7)	[付帯]2以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合は、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設および設備を設けていること。	—	校地は 1 か所なので、該当しない。
5(8)	[付帯]大学院大学(独立大学院)の場合は、当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有していること。	S	大学院大学として、設置基準を上回る規模の専用校舎を有している。

基準 6: 教育目標の達成

以下の番号 6(1)～6(6)の評価を総合して、「A(適合)」であると判定した。

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
6(1)	シラバスに定められた評価方法と評価基準に従って、科目ごとの成績を評価していること。	A	<p>実地調査において、学生の試験答案、レポート、プレゼンテーション資料、プロジェクト成果物、修士論文等を確認した。今後も試験答案等の保存を継続することを期待する。</p> <p>なお、修士論文については、電子化した上で学内で共有することが望まれる。</p>

6(2)	[付帯]学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位や、当該専攻に入学前に修得した単位を、当該専攻で修得した単位として認定する場合は、教育上有益と認められ、かつ、その認定が法令上の基準の下に、当該専攻の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行なっていること。	—	他大学等での単位を認定する仕組みはないため、該当しない。
6(3)	修了認定の基準および方法を、すべての修了生が学習・教育目標を達成するように適切に策定し、学生にあらかじめ明示するとともに、当該基準・方法に従って適切に行なっていること。	A	修了認定の基準と方法を策定しており、学則や履修要覧で学生に明示している。また、それに従って修了認定の基準と方法に従って修了認定を行っている。
6(4)	授与する学位の名称は、分野の特性や教育内容に合致する適切なものになっていること。また、その英文表記は、国際的に通用性を有していること。	A	授与する学位名称は「情報システム修士(専門職)」であり、分野の特性や教育内容と合致する。また、英文表記は Master of Information Systems (Profession) であり、国際的にも通用性を有する。
6(5)	修了認定に必要な在学期間および修得単位数を、法令上の規定や当該専攻の目的に対して適切に設定していること。	A	在学期間は2年間、修了に必要な単位数は40単位であり、設置基準を満たす。また、専攻の目的に対しても適切である。
6(6)	[付帯]在学期間の短縮を行なっている場合、法令上の規定に従って実施していること。また、その場合、専攻の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮していること。	—	在学期間の短縮は行っていないため、該当しない。

基準 7: 教育改善

以下の番号 7(1)～7(5)の評価を総合して、「A(適合)」であると判定した。

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
7(1)	当該大学の教育・研究、組織・運営、施設・設備の状況について点検・評	A	自己点検・評価委員会およびFD委員会を設置しており、授業評価アンケートを通じた教育点検を実施してい

	価を行ない、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的な情報提供を行なっていること。		る。また、研究集報「北野ウインズ」により点検状況を公表している。組織・運営、施設・設備の状況に関する点検・評価は、自己点検書に記載されており、これを公開することで情報提供する計画である。
7(2)	点検・評価の中で、基準 1～6 に則して教育システムを点検していること。	A	自己点検・評価委員会および FD 委員会を設置しており、授業評価アンケートを通じた教育点検を実施している。また、学習アドバイザー制度を平成 22 年度から実施する計画である。これらを継続的に実施することが期待される。
7(3)	点検・評価システムは、社会の要求や学生の要望にも配慮する仕組みを含み、また、点検・評価システム自体の機能も点検できるように構成していること。	C	授業評価アンケートを通じた教育点検により学生の要望にも配慮している。また、学習アドバイザー制度が平成 22 年度から実施される計画であり、これを継続的に実施することが期待される。 現状では、点検・評価システム自体の機能を点検する仕組みはやや不十分であり、改善が望まれる。また、卒業生の受け入れ先の評価を含む社会の要求に配慮する仕組みを整備することが望まれる。
7(4)	点検・評価の結果に基づき、基準 1～6 に則して教育システムを継続的に改善する仕組みがあり、それに従って活動を実施していること。	A	自己点検・評価委員会および FD 委員会によって教育改善システムが構築されている。具体的には、特別講演会の実施、教育サポートの実施、カリキュラム改訂、特定課題研究の改善、LMS の設置をこれまでに実施している。
7(5)	[特色]教育改善に関して特色ある取り組みを行なっている場合、それが学習・教育目標の達成と整合していること。	S	「高度 ICT 人材育成支援プラットフォーム開発」および「教育の質を保証する効果的な FD の取り組み」の 2 つのプロジェクトを実施しており、評価できる。このような取り組みを継続的に実施することが望まれる。

基準 8: 法令等の遵守

以下の番号 8(1)の評価から、「A(適合)」であると判定した。

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
8(1)	関連法令等および学内規程を遵守していること。	A	自己点検書の内容および実地調査の結果から、法令等に違反する状況は見られないことを確認した。